

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の改正概要
(施行規則第5条第2項第9号関係)

国際希少野生動植物種については、ワシントン条約附属書 に掲載された種
の他、日本が締結している渡り鳥等保護条約等に基づき相手国から絶滅のおそ
れのある鳥類として通報のあった種が指定対象となっている。

渡り鳥等保護条約等の締約国の1つであるオーストラリアからの通報を踏ま
えて、本年10月1日付及びそれ以前に国際希少野生動植物種に指定した種の中
で、我が国で商業的繁殖が一般的に行われ、野生個体が国内でほとんど取引さ
れていないことが明らかとなった以下の種について、繁殖個体に限り、希少野
生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないものとして譲渡し等の禁止の対
象から除外するため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
施行規則（平成5年総理府令第9号）第5条第2項第9号に追加し、国内流通
に係る規制の適正化を図る。

目	科	種名（括弧内は和名その他の名称）	国際希少野生動植物種への指定年月日	備考
おうむ	いんこ	<i>Polytelis alexandrae</i> （テンニョインコ）	平成28年10月1日	
		<i>Polytelis anthopeplus monarchoides</i> （ポリュテリス・アントペプルス・モナルコイデス）	平成28年10月1日	オグロインコの亜種
		<i>Polytelis swainsonii</i> （ミカツキインコ）	平成28年10月1日	
すずめ	かえでちょう	<i>Neochmia ruficauda ruficauda</i> （ネオクミア・ルフイカウダ・ルフイカウダ）	平成28年10月1日	コモンチョウの基亜種
		<i>Erythrura gouldiae</i> （コキンチョウ）	平成5年4月1日	